

## 議案第 8 7 号 小松島市営住宅条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

単身入居者の資格について、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正を踏まえ、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者」についても対象とするもの。

小松島市営住宅条例(平成9年小松島市条例第14号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次のアからクまでのいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者(以下「在宅常時介護困難者」という。))を除く。)にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u> (平成13年法律第31号。以下クにおいて「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者_____</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次のアからクまでのいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者(以下「在宅常時介護困難者」という。))を除く。)にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>(平成13年法律第31号。以下クにおいて「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者<u>又は配偶</u></p>	<p>改正 追加</p>

<p>_____で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号_____の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条_____の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項_____の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p><u>者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者</u>で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。 )の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。 )の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。 )の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>
---	--	-------------------------------